

国民健康保険制度

■住民課国保年金係【☎028(677)6038】

国民健康保険(国保)は、病気やけがなどに備えて、加入者(被保険者)・国・県と芳賀町(保険者)がお金を出し合い、必要な医療費や健康の保持と増進のための、さまざまな給付や事業を行う助け合いの制度です。その運営は私たちが住んでいる町が行います。

【国保の届出】

国保への加入は世帯ごとになります。

保険が変わったときは、必ず14日以内に住民課国民年金係の窓口で手続きをしてください。

国保に入るのはこんなとき

- 他の市区町村から転入したとき(職場の健康保険などに加入していない場合)
- 職場の健康保険などを抜けたとき(退職の日の翌日)
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

加入の届出が遅れると?

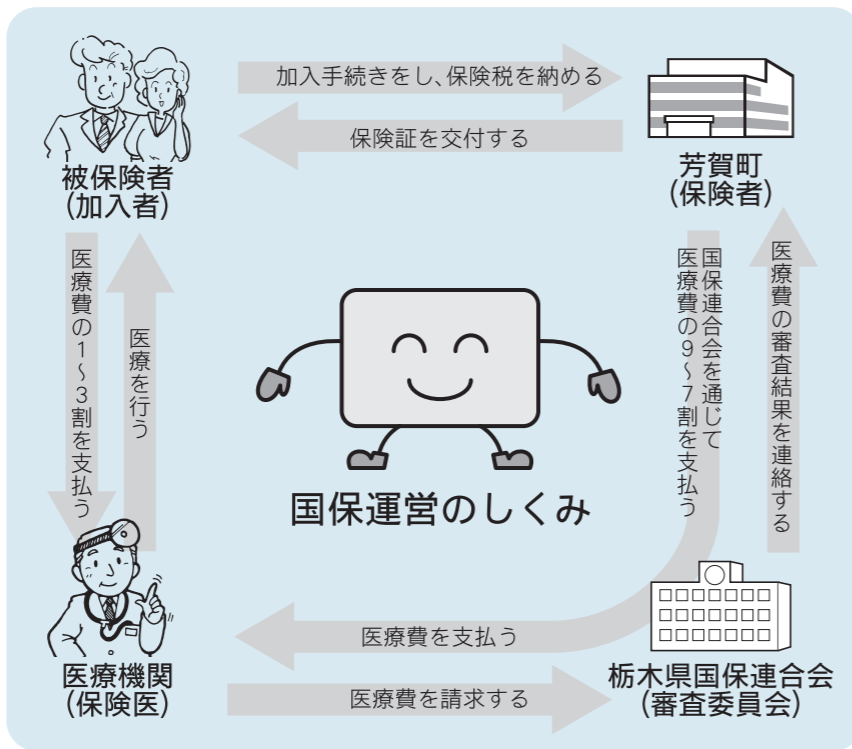
被保険者となった時点(届出日ではない)までさかのぼって保険税を納めなければなりません。また、保険証がない期間の医療費は全額自己負担となります。

国保を抜けるのはこんなとき

- 他の市区町村へ転出したとき
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受け始めたとき

抜ける届出が遅れると?

資格がなくなった後、国保を使って診療を受けた場合、国保で負担した分の医療費は返していただくことになります。また、保険料が二重納付になってしまうこともあります。



国民健康保険限度額適用認定証の更新と新規受付

国民健康保険では、入院などで医療費の個人負担分が高額になった場合、申請により自己負担限度額を超えた分を給付しています。ただし入院の場合は、病院に町発行の「限度額適用認定証」を提示することにより、窓口負担が自己負担限度額までとなります。入院により医療費が高額になると予想される場合は、お問い合わせください。

※すでに認定証を交付されている人が継続してご利用になる場合は、更新の手続きが必要です(国民健康保険税に未納がある場合は、認定証が交付されない場合があります)。

<受付期間> 8月1日～8月31日の平日 8:30～17:30

高齢受給者証が新しくなります

70歳になると、国民健康保険から高齢受給者証が交付され、誕生日の翌月から医療機関の窓口負担が軽減されます。高齢受給者証(現役並み所得者は除く)は毎年8月に切り替えになります。医療機関受診の際には、必ず新しく届いた高齢受給者証と保険証を窓口で提示してください。古い高齢受給者証は、住民課に返却いただくか、処分くださいますようお願いいたします。

芳賀中学校校舎

耐震補強・大規模改造工事

教室棟の耐震補強・大規模改造工事が完了しました

第1期工事(3階建校舎を平成19年7月から平成20年7月までの工期で実施し、現在第2期工事(2階建校舎を平成21年10月から平成22年9月までの工期で実施中です)。

第2期工事のうち、3階建校舎内部の一部改修を除いて工事が完了したことから、1年生教室・理科室・保健室・職員室などの引越しを1学期終了後に実施しました。夏休み中に美術室・図書室・多目的室に使用する3階建校舎内の一部改修を行い、2学期から使用可能となります。

特別教室棟(技術・家庭・音楽室)の建築に着手

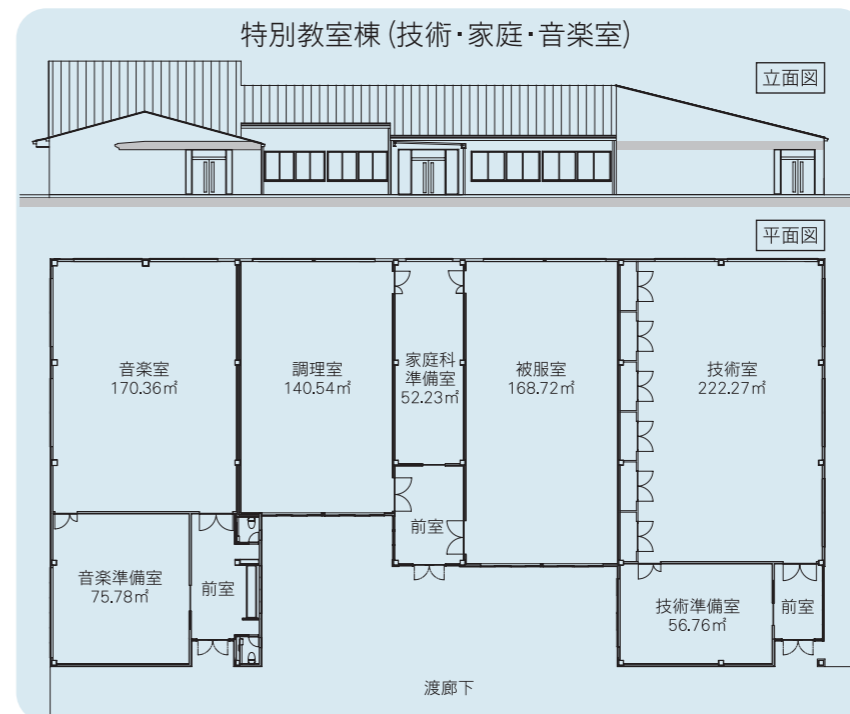
教室棟の耐震補強などが完了することから、特別教室棟の建築に着手します。建築期間中は、技術室と家庭室は仮設校舎を使用します。工期は平成21年7月から平成22年8月までで、既存の技

術・家庭棟を夏休み中に解体し、2学期から建設を始めます。工事の際は、既存技術・家庭棟の西側水路に仮橋を架けて、工事車両の進入路を確保します。農作業などに迷惑をかけないように努めるとともに、安全面にも十分配慮しますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。なお、8月3日から10日まで仮橋設置工事のため付近が日中通行止めとなりますのでご協力ください。

芳賀中学校校舎の工事期間

- 3階建校舎 平成19年7月～平成20年7月
- 2階建校舎 平成20年10月～平成21年9月
- 技術・家庭・音楽棟 平成21年7月～平成22年8月
- 体育館・格技場 検討中

■子ども育成課学校教育係
【☎028(677)1414】



▲教室棟(第2理科室)の内観



▲教室棟の外観